

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(奥久慈森林計画区)

計 画 期 間 自 平成28年 4 月 1 日
 至 平成33年 3 月31日

関 東 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の２割、森林面積の３割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まっており、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林^{もり}」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後５年間の奥久慈森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

奥久慈森林計画区の国有林野位置図



凡 例	
	森林管理署等界
	森林計画区界
	国有林野
	森林管理署
	森林事務所

目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
(1)	森林計画区の概況	1
(2)	国有林野の管理経営の現況及び評価	2
ア	計画区内の国有林野の現況	2
イ	主要施策に関する評価	4
①	伐採量	4
②	更新量	4
③	保護林	4
④	緑の回廊	5
⑤	レクリエーションの森	5
(3)	持続可能な森林経営の実施方向	6
ア	生物多様性の保全	6
イ	森林生態系の生産力の維持	6
ウ	森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ	土壌及び水資源の保全と維持等	7
オ	地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ	社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ	森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	8
(4)	政策課題への対応	9
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
(1)	機能類型毎の管理経営の方向	11
ア	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ に関する事項	13
①	土砂流出・崩壊防備エリア	13
②	気象害防備エリア	13
イ	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	14
ウ	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプ に関する事項	14
エ	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	15
(2)	地域ごとの機能類型の方向	16
ア	西部地域	16
イ	東部地域	17
3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	18
(1)	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	18
(2)	林業事業体の育成	18
(3)	民有林と連携した施業の推進	18
(4)	森林・林業技術者等の育成等	18
(5)	林業の低コスト化等に向けた技術開発	18
(6)	その他	19

4 主要事業の実施に関する事項	20
(1) 伐採総量	20
(2) 更新総量	20
(3) 保育総量	20
(4) 林道等の開設及び改良の総量	20
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	21
1 巡視に関する事項	21
(1) 山火事防止等の森林保全管理	21
(2) 境界の保全管理	21
(3) 入林マナーの普及・啓発	21
2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	21
3 特に保護を図るべき森林に関する事項	22
(1) 保護林	22
ア 林木遺伝資源保存林	22
(2) 緑の回廊	23
4 その他必要な事項	23
(1) 野生動物等による被害に関する事項	23
(2) 希少猛禽類の生息に関する事項	23
(3) 溪畔周辺の取扱いに関する事項	23
(4) その他	24
III 林産物の供給に関する事項	25
1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	25
2 その他必要な事項	25
IV 国有林野の活用に関する事項	26
1 国有林野の活用の推進方針	26
(1) レクリエーションの森	26
2 国有林野の活用の具体的手法	27
3 その他必要な事項	27
V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	28
1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	28
VI 国民の参加による森林の整備に関する事項	29
1 国民参加の森林に関する事項	29
(1) 遊々の森	29
2 分収林に関する事項	29
3 その他必要な事項	29
(1) 森林環境教育の推進	29
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	30

VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	31
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	31
(1)	林業技術の開発	31
(2)	林業技術の指導・普及	31
2	地域の振興に関する事項	31
3	その他必要な事項	32
	森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、福島県の南部に位置し、那珂川広域流域に属する奥久慈森林計画区^{*}内の国有林野22千haであり、これは当森林計画区の森林面積の44%を占めている。

当計画区の国有林野は、久慈川^{くじがわ}を境として、東部はなだらかな丘陵地帯の阿武隈高地^{あぶくま}、西部は起伏に富んだ八溝山地^{やみぞ}に大別される。

また、当計画区の主な河川として、八溝山を源とし支流の渡瀬川^{わたせがわ}、近津川^{ちかつがわ}、川上川^{かわかみがわ}等と合流して計画区の中央を南流し太平洋へ注ぐ久慈川や、鮫川村東部より北流し太平洋に注ぐ鮫川^{さめがわ}がある。当計画区の国有林はこれら河川の源流部に位置しており、下流域の水源地として重要な役割を果たしている。

林況^{*}は、当地域が古くから林業が盛んな地域であることから、スギ、ヒノキを主とする人工林が林地面積の69%を占めている。人工林の林地生産力は高く、特に八溝山地では、適潤肥沃な土壌が多いため良好な生育をしている。このため、棚倉町、塙町を中心として、古くからスギを主要樹種とする産地化がなされ、奥久慈材、八溝材として地域銘柄化が定着している。近年、大規模製材メーカーが中心となり、山元から製材加工販売まで一貫した地域材の安定供給・加工システムを形成しており、原木の安定確保や林業の活性化に努めているところである。

天然林はコナラ・アカマツを主とする2次林が多く、林地面積の31%を占め、八溝山山頂付近には、ブナ、ケヤキ、ミズナラ等の優良な広葉樹も残されている。

また、当計画区には、良好な自然環境を背景に奥久慈県立自然公園に指定されている地域があるほか、国有林野をフィールドとして、キャンプ体験による自然の恩恵、人間関係等の醸成を目的とした塙町自然体験の森など、自然とふれあえる場もあり、自然探勝、キャンプ、登山など森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。

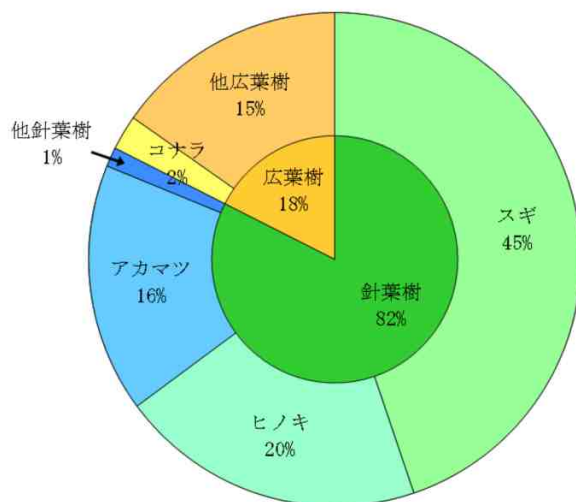
^{*}【奥久慈森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、福島県は阿武隈川、磐城、会津、奥久慈の4森林計画区に区画されています。

^{*}【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子を表したものです。

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ1,861千 m^3 、ヒノキ833千 m^3 、アカマツ679千 m^3 、それら以外の針葉樹53千 m^3 となっている。広葉樹ではコナラ95千 m^3 、それ以外の広葉樹634千 m^3 となっている。(図－2 参照)

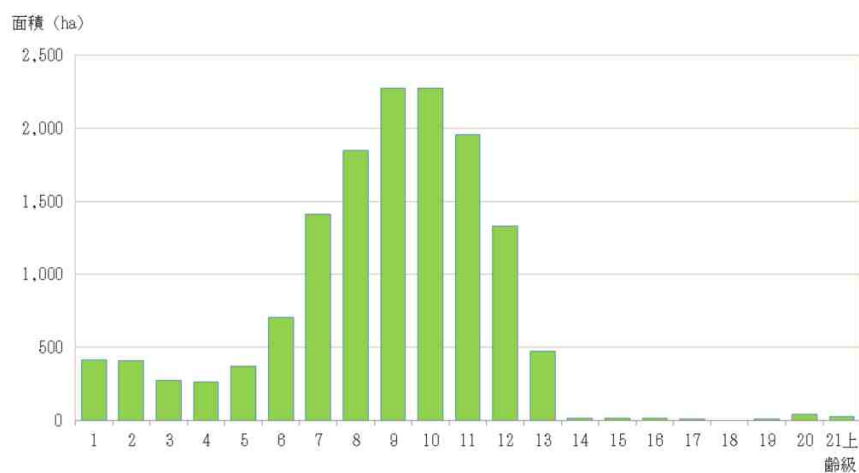


図－2 主な樹種構成（材積比）

人工林について見ると、齢級*構成は、1～4 齢級の若齢林分が9%、間伐適期である5～8 齢級が31%、利用期を迎えた9 齢級以上が60%となっている。(図－3 参照)

*【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅にくくったもの。
1 齢級は1～5年生、
2 齢級は6～10年生、
10 齢級は46～50年生などとなります。



図－3 人工林の齢級構成（面積別）

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成23年度～平成27年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成27年度は、実行予定を計上した）。

① 伐採量

主伐^{*}は、分収林^{*}の契約期間が満了となる箇所を中心に計画したが、分収造林の契約相手方の意向により契約の延長（伐期の延長）を行った等の理由から、計画量に対して76%の実行であった。

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策等に寄与すべく実施したが、生育状況を考慮し実行を一部見合わせたことや、小径木の多い林分を優先して実施したこと等から、計画量に対して90%（材積）の実行であった。

（単位：材積 m^3 ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	164,690	286,132 (3,399ha)	124,803	257,066 (2,672ha)

注) 1 () は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量^{*}は、主伐に含めた。

② 更新^{*}量

人工造林は、主伐箇所の確実な更新を図るため、順次造林を実施したが、主伐箇所の一部をとりやめたことや、前計画期間の後半に伐採した箇所が多く、これらの箇所の更新は今期計画期間で行うこととなることから、計画量に対して55%の実行であった。

天然更新は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、しいたけ原木用の広葉樹が放射性物質に汚染された影響から主伐を見合わせたことや、前計画期間の後半に伐採した箇所の更新は今期計画期間で予定していることから、計画量に対して32%の実行であった。

（単位：面積ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	631	165	344	52

③ 保護林^{*}

当計画区に設定している「八溝山アカシデ・ケヤキ林木遺

^{*}【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、50%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

^{*}【分収林】

P29参照。

^{*}【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

^{*}【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

^{*}【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

^{*}【保護林】

P22参照。

伝資源保存林」については、現状を把握するため、平成26年度に森林や動植物等の状況に関するモニタリング*を実施した。その結果、当保護林内におけるアカシデ、ケヤキの現存量は少ないものの、新たに尾根上に成立しているシロヤシオ群落が確認された。このため、継続してアカシデ、ケヤキの資源量を把握するとともに、シロヤシオを保護林の設定目的に加えるなどの検討を行う必要がある。

(単位：面積ha)

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
林木遺伝資源保存林	1	44	1	44
計	1	44	1	44

④ 緑の回廊*

該当なし。

⑤ レクリエーションの森*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然休養林、②自然観察教育林、③風景林、④森林スポーツ林、⑤野外スポーツ地域、⑥風致探勝林、⑦その他（レクリエーションの森施設）に区分し、広く国民に提供している森林である。

これらのうち、当計画区では、風景林が2箇所、森林スポーツ林が1箇所及びその他（レクリエーションの森施設）が2箇所設定されている。「奥久慈風景林」、「八溝風景林」は、溪流沿いの道路を囲む近景林として優れた景観を維持しており、春の新緑や秋の紅葉時期などは特に美しく、ドライブに最適なルートの一つとして人気がある。また、「山本不動森林スポーツ林」は、清流とアカマツの森林景観が調和し、溪流沿いにキャンプ場及び駐車場等が整備され、地元福島県や隣接する茨城県をはじめ、四季を通じて幅広い人々が利用している。

(単位：面積ha)

種 類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面 積	箇所数	面 積
風景林	2	185	2	185
森林スポーツ林	1	64	1	64
その他レクの森施設敷	2	8	2	8
計	5	258	5	258

(注) 計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

*【緑の回廊】

野生動植物の移動経路を確保することにより、分断された個体群の相互交流や生息・生育地の拡大等、生物多様性の保全に資することを目的として、保護林同士を連結するように設定された森林をいいます。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、国民の皆さんにレクリエーションの場として提供しています。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の^{もり}森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセス^{*}に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性^{*}の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系^{*}を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、希少な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息・生育地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組（利根上流森林計画区（群馬県）の地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考）を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所分散と伐期の長期化の組合せによる森林のモザイク的配置
- ・ 保護林の適切な維持・管理
- ・ 希少猛禽類^{*}生息地における森林施業への配慮、モニタリングの実施
- ・ 溪畔林^{*}の保全・育成

イ 森林生態系の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うこ

^{*}【機能類型区分】
P11参照。

^{*}【モントリオール・プロセス】
欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】
生物多様性条約において、「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

^{*}【森林生態系】
森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

^{*}【猛禽類】
肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。猛禽類は生態系食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないですが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林生態系全体の生物多様性を保全することにつながります。

とにより、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。
関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 利用期に達した人工林の間伐及び主伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な再造林又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網^{*}の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 松くい虫等森林病虫害^{*}による被害拡大防止、早期発見のための巡視
- ・ 山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

侵食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・ 溪畔沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 樹木や落葉層から表層土壌へ移行しつつある放射性物質の拡散抑制のため、汚染状況に応じた除染と土砂流出防止対策を実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、

^{*}【溪畔林】

常時水流のある溪流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつきを持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の発揮上重要な役割を担っています。

^{*}【路網】

P9の「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」を参照。

^{*}【森林病虫害】

P21参照。

^{*}【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げて洪水を緩和する機能のほか、水資源を貯留して川の流量を安定させる機能、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化する機能があります。

森林の蓄積を維持・向上させるとともに、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐と再造林による森林資源の若返りを推進
- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 特定母樹*等から生産された優良種苗の導入
- ・ システム販売*等による計画的な木材の供給

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくり*の推進
- ・ 花粉症発生源対策としての無花粉スギ等の導入
- ・ 森林環境教育の推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法律制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター*」の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ*等の充実による情報発信

*【特定母樹】

特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が「特定母樹」として指定しています。

*【システム販売】

地域材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組みです。

【国民参加の森林づくり】
P29参照。

*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定します。

*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開等】 ・人家等保全対象に近接し山地災害の危険がある箇所について、溪間工7箇所、山腹工2箇所、保安林*整備123haの治山事業を計画。 ・放射性物質対策については、森林の有する公益的機能の発揮に配慮しつつ、汚染状況に応じた除染と土砂流出防止対策を実施。 【生物多様性の保全】 ・保護林である「八溝山アカシデ・ケヤキ林木遺伝資源保存林」については、適切な保護を図るとともに、引き続きモニタリングを実施。 【森林吸収源対策の推進】 ・森林吸収源対策として、間伐等の適正な森林の整備や木材利用等を推進。 ・将来にわたり森林の二酸化炭素吸収量を確保する観点から、主伐及び確実な再生林による齢級構成の平準化を推進。
地域の森林 ・林業再生 への貢献	【森林環境の回復】 ・地方公共団体が計画する、ふくしま森林再生事業と連携した国有林野事業における放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業を実施。放射性物質の影響を受けた森林環境の回復を推進。 【木材の安定供給】 ・スギやヒノキを中心とした木材を安定的に供給するため、林道*・林業専用道*の計画的な開設・拡張、丈夫で壊れにくい森林作業道*の作設及び高性能林業機械の活用等により低コストで高効率な木材生産を推進。 ・システム販売を活用し、川下の製材工場等のニーズに応じて国有林材を計画的かつ安定的に供給する体制を整備。併せて再生可能エネルギーとしての木質バイオマス*の利活用等、地域から要請される木材需要に貢献。 【民国連携した森林整備等の実施】 ・森林共同施業団地の設定や公益的機能維持増進協定を活用して、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進。

* 【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

* 【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道です。

* 【林業専用道】

幹線となる林道と森林作業道をつなぎ、木材の搬出機能の向上を図る目的で、大型トラックによる木材の搬出を想定した必要最小限の道です。

* 【森林作業道】

林業機械の通行を想定して林内に作設する道です。

* 【木質バイオマス】

P25参照。

	【低コスト造林に向けた取組の推進】 ・植栽及び保育の省力化を進める観点から、コンテナ苗[*]及び特定母樹等から生産した優良種苗を導入し、植栽後の検証を行うとともに、知見及び手法について地域・林業関係者等への普及を図る。 - また、コンテナ苗を活用して伐採・搬出から地拵え・植付けまでを同時に行う一貫作業システムの導入を推進。	[*] 【コンテナ苗】 造林事業における初期投資の低コスト化を目的に、専用のコンテナ（マルチキャビティコンテナ）を利用して育苗した苗です。
国民の森林 ^{もり} としての管理経営	【国民参加の森林^{もり}づくり】 ・遊々の森[*]として設定した「矢塚希望の森」等において、必要な助言や技術指導等の支援を継続的に実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を促進。また、活動記録などを署ホームページ等で公表し、広報活動を強化。 【森林とのふれあい】 ・レクリエーションの森として設定した「奥久慈風景林」等については、広報活動等を通して周知するなど、森林レクリエーションの場として利用を推進。	[*] 【遊々の森】 P29参照。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源の涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、当計画区の特徴を活かした林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合性に留意し、国有林野を国土の保全や気象害^{*}の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業を行った結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に、再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能の発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐と再造林を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生動植物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

^{*}【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

表－１ 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林	2,234
	気象害防備エリア	・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある）	—
自然維持タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	44
森林空間利用タイプ		・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）	467
水源涵養タイプ		・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）	18,833
機能類型区分設定外			—
合 計			21,578

表－１に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

なお、当計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面 積	2,234	2,234	—

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に選定する。

なお、当計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	44	44

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、レクリエーションの森として選定することとする。

なお、当計画区における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	467	258

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠[※]層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

なお、当計画区における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

[※]【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部の、枝や葉の集まった部分。

おおむね、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

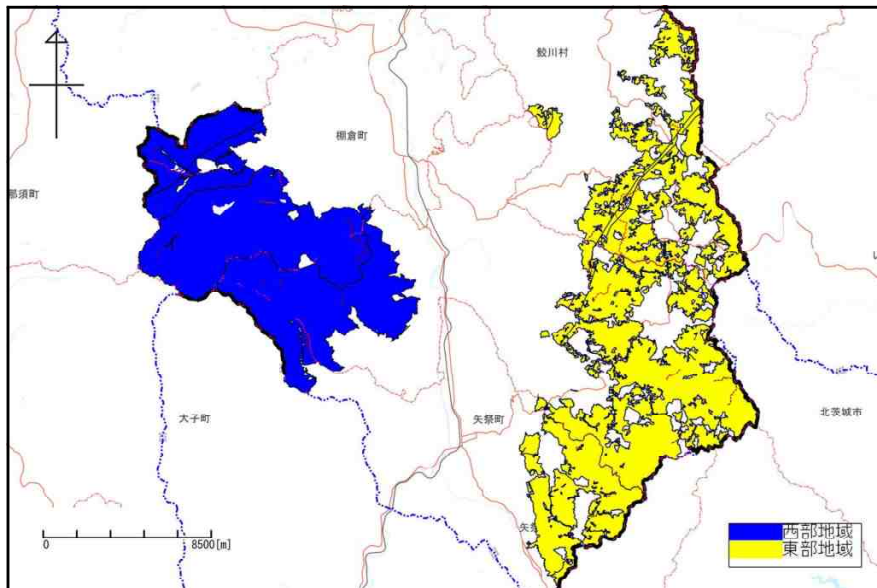
水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	18,833

注) 分収林については、契約に基づき伐採する（ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う）。

（２）地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、西部地域（八溝山地）と東部地域（阿武隈高地）の２地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。（図－４参照）



図－４ 奥久慈計画区の地域別図

ア 西部地域（１林班～６３林班、５００林班）

当地域は、当計画区西部に位置し、西は栃木県、南は茨城県に接しており、八溝山地を源とする久慈川が渡瀬川、近津川、川上川等の支流と合流しながら南流し、太平洋に注いでいる。

- ① 関沢、赤沢地区の下流域は、急傾斜地が多く土砂流出防備保安林[※]に指定されており、森林の適切な管理と併せて治山事業による山地災害防止措置等を行っている。このため、主として山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 八溝山山頂には、天然生のアカシデ、ケヤキが生育しており、周辺一帯を林木遺伝資源保存林に設定していることから、貴重な遺伝資源の保存を図るため、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持等生物多様性保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ③ 久慈川の最上流沿いの地区を「奥久慈風景林」に、八溝山を中心に茨城、栃木県境の地区を「八溝風景林」に設定しており、ブナ、ミズナラ、ケヤキ等を主体とした落葉広

[※]【土砂流出防備保安林】
下流に重要な保全対象がある地域で土砂流出の著しい地域や、崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する目的で指定された保安林です。

葉樹が生育している。

また、棚倉町の山本不動周辺の地区は、清流とアカマツ等の針葉樹のほか、コナラ、ミズナラ、イタヤカエデ、ヤマモミジ、クリ、ミズキ等多種多様な広葉樹の森林景観が調和した地区である。これら優れた森林景観を背景に、キャンプや散策、景色の観賞、探鳥、休息等の場として「山本不動森林スポーツ林」を設定しており、地域の憩いの森林として親しまれている。

このため、主として森林空間利用タイプに区分し、景観の維持、保健・レクリエーション・文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

- ④ 那須道、久慈川及び入山地区は古くから林業が盛んな地区であり、八溝材の産地としてスギ、ヒノキを主体とした人工林が造成されているとともに、下流地域の水源地としても重要であることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 東部地域（64～129、256、258、266～273林班）

当地域は、当計画区東部に位置し、南東は茨城県と接しており、阿武隈高地を源とする鮫川が北流し、いわき市勿来^{なこそ}を経て太平洋に注いでいる。

- ① 茨城県に接する長久木地区は、キャンプ体験による自然体験や心身の養成を目的として「塙町自然体験の森」に設定し、自然とのふれあいの場として利用されていることから、その周辺を森林空間利用タイプに区分し、保健・レクリエーション・文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ② 当地域は、生育の良好な人工林が多く、奥久慈材の産地として林業が盛んな地域であるとともに、下流地域の水源地として重要であることから、そのほとんどを水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システム[※]の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会を通じて、地方公共団体等と密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、地方公共団体等との連絡調整を図り、流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、以下に掲げる事項について重点的に取り組むこととする。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

地方公共団体、林業事業体等と連携し、コンテナ苗を導入した箇所の検証等を行うなど、低コストで効率的な作業システム等の民有林における普及・定着に努める。

(2) 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、事業の計画的な発注や立木の供給等を通じて林業事業体の育成に努める。

また、「緑の雇用[※]」事業において実施する研修等のフィールドとして、国有林野を積極的に提供する。

(3) 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、福島県と関東森林管理局が締結した「豊かな森林づくりに関する覚書」に基づき森林共同施業団地を設定し、民有林と国有林を接続する効率的な路網の整備と相互利用、民有林材との協調出荷などに取り組むものとする。

(4) 森林・林業技術者等の育成等

事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて、森林・林業に携わる人材の育成を支援する。

(5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林への普及を念頭に、コンテナ苗の植栽による低コスト化の実証試験に取り組むなど、林業の低コスト化等に向けた技術開発を関係機関と連携して、より一層推進することとする。

[※]【流域管理システム】

我が国の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備や林業・木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

[※]【緑の雇用】

林業の担い手育成と過疎地の定住促進を目的とした雇用支援制度です。

(6) その他

システム販売による間伐材等の計画的な供給や林地残材[※]のバイオマス資源への活用等に取り組む。

[※]【林地残材】

伐採した樹木を丸太にする際に出る、枝葉や梢端部、搬出されない間伐材等、林地に放置されている木材等のことです。

4 主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業体等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量※ (単位：m³)

主 伐	間 伐	臨時伐採	計
349,176	265,941 (3,386)	35,000	650,117

注) ()は、間伐面積(ha)。

(2) 更新総量※ (単位：ha)

人工造林	天然更新	計
886	60	946

(3) 保育総量※ (単位：ha)

下 刈	つ る 切	除 伐
3,550	338	684

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		拡 張 (改良)	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道	29	36,130	19	4,600
うち林業専用道	29	36,130	—	—

※【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

※【更新総量】

更新とは主伐により生じる森林造成の基本となるものであり、人工造林と天然更新に区分されます。

更新総量については、前計画における伐採跡地等のほか5年分において計画する主伐箇所を更新期間を勘案した合計を計上します。

※【保育総量】

森林の現況、更新量に基づき、下刈、つる切、除伐等の保育の種類別に施業基準を当てはめ計上します。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて林内が乾燥し、新緑の時季は山菜採りやハイカー等の入山者が多くなることから山火事発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、丘陵地から山地に至る地域に位置している。人里に近い境界は主に人為的な活動から、山地の急峻な地形等においては自然作用により境界標識が亡失するおそれがあることから、今後とも巡検[※]等に努めるなど境界の適切な保全管理を実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、峡谷等の自然景観に恵まれており、近年の登山・トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にある。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの早期発見や未然防止が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病害虫[※]の駆除又はそのまん延防止に関する事項

森林病害虫による被害については、未然防止、早期発見及び早期駆除に取り組み、まん延防止に努めることとする。

松くい虫による被害については一部の地区でみられ、薬剤の予防散布による被害の未然防止に努めるとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況に応じて被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。特に、レクリエーションの森に設定している山本不動森林スポーツ林のマツ林は、土砂流出防備保安林や保健保安林[※]にも指定されていることから、近隣の住宅地や自然環境への影響も配慮しながら、重点的に被害防止に努めることとする。

[※]【巡検】

国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

[※]【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等を指します。

[※]【保健保安林】

森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する目的で指定された保安林です。

また、カシノナガキクイムシ^{*}によるナラ枯れ被害については、当計画区内では確認されていないが、ナラ枯れの防除では、被害の発生を迅速に把握し、初期の段階で防除を行うことが重要であるため、被害の発生状況や有効な被害防除対策等について、民有林関係者との情報共有を行うとともに、被害が発生した場合は民有林と連携した防除対策を実施することとする。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林^{*}

保護林は、野生動植物の生息又は生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区においては1箇所、44haのアカシデ・ケヤキの天然林を林木遺伝資源保存林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うこととする。

保護林の取扱いについては、I-2-(1)-イの自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は、これにかかわらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
林木遺伝資源保存林	1	44
計	1	44

ア 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の

^{*}【カシノナガキクイムシ】

体長5mm程度の甲虫で、カシ類、シイ類、ナラ類等の樹幹に侵入し、虫体に付着したナラ菌により樹木を枯死させます。

1980年以降日本海側の地域を中心にナラ類の枯死が発生し、現在も被害が続いています。

^{*}【保護林】

保護林とは、国有林内の貴重な生態系及び自然環境の保護を目的に選定するものです。

設定目的及び趣旨により「森林生態系保護地域」、「森林生物遺伝資源保存林」、「林木遺伝資源保存林」、「植物群落保護林」、「特定動物生息地保護林」、「特定地理等保護林」、「郷土の森」に区分します。

恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。

- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

(2) 緑の回廊

該当なし。

4 その他必要な事項

(1) 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林においては、野生動物による森林被害は確認されていないものの、阿武隈高地においてツキノワグマの複数の目撃情報があるほか、ニホンジカの生息域の拡大が懸念されるため、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとする。

また、被害が発生した場合は、関係機関等と連携し、効果的な被害予防対策や個体数管理に努めることとする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供等により把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺について希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

(3) 溪畔周辺の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生動植物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による

上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、溪畔周辺の整備について、水質保全の向上や野生動植物の生息・生育環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

(4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、有識者、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

III 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、69%が人工林となっており、のうち5～8 齢級（21～40年生）の間伐適期林分が31%、9 齢級（41年生）以上の利用期に達した林分が60%を占めている。

このため、主伐については、森林吸収源対策として将来にわたる二酸化炭素吸収量を確保する観点から齢級構成の平準化のために行う主伐及び分収林契約に基づく主伐、間伐については、間伐適期林分や長伐期化（概ね80年生）に向けた高齢級林分の間伐が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し木材の安定供給に努めることとする。

また、当計画区では、大規模製材メーカーや森林組合、素材生産業者等が連携して素材生産から製材、加工、販売までを一貫して行っており、国有林野事業においても協定に基づくシステム販売等による林産物の安定供給等を通じて、地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう一層努めることとする。

さらに、これまで林地に放置されていた端材等の林地残材については、木質バイオマス^{*}発電所の稼働により燃料として利用する体制が整備されているため、木材のカスケード利用^{*}に向け、より一層取り組むこととする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。特に、河川工事等の公共工事に使用される小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

また、きのこ栽培用原木及び山菜等の副産物については、放射性物質濃度を測定する等、安全を確認して供給するとともに、土石等の副産物については、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的として適切に対応する。

^{*}【木質バイオマス】

バイオマスとは、生物資源（bio）量（mass）を表す言葉で、再生可能な有機性資源（化石燃料を除く）のことであり、木材からなるものを、特に、木質バイオマスと呼びます。

^{*}【カスケード利用】

原木をまず建材として利用できるように加工し、その過程で発生した端材等をチップ化してボード類やパルプに加工し、最終的に余った木くず等を燃料用に使用するという多段階での利用方法をいいます。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、東北新幹線、東北自動車道の整備により首都圏からも訪れやすく、豊かな自然環境にも恵まれているため、ハイキングや自然観察などの森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

特に、「奥久慈風景林」、「八溝風景林」は都市近郊にあり、市民が気軽に森林や自然とふれあえる拠点として親しまれている。また、矢祭町にある滝川溪谷は全長 3 km の散策路内に見事な四十八滝が連続する県内有数の景勝地で、美しい滝や巨大な奇岩のほか、春の桜やカタクリ、夏の深緑、赤や黄色に彩る秋など四季を通じて訪れる人を魅了している。

このように自然環境を活用した観光が重要な産業となっていることから、優れた景観を有する森林資源を活用し、自然とのふれあい、教育文化、保健休養など多種多様な国有林野の活用を推進するため、地方公共団体等と連携して安全性の高い施設や森林景観等の整備に努め、看板など各種情報手段の活用を通じた情報提供を行うこととする。

また、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共、公益事業に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、森林とのふれあい活動が控えられている実態にあることから、レクリエーションの森等の空間放射線量の公表を進めるなど、レクリエーションの森の安全・安心の PR に努めるものとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は、森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区では、県道八溝山線及び峰越林道真名畑八溝線沿いの近景林として通行者に森林景観を提供している森林を風景林に設定するなど、計画区全体で 5 箇所 258ha を設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1) ーウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともに、レクリエーション利用の目的に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

種 類	箇所数	面 積 (ha)
風景林	2	185
森林スポーツ林	1	64
その他レクの森施設敷	2	8
計	5	258

(注) 計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

2 国有林野の活用 of 具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一貸付、売払等
- (2) 国民参加の森林（法人の森林^{もり}*）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (3) ダム、公園、道路、電気事業施設等の公共用施設、地域産業の振興一貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用一使用許可等
- (5) きのこと、山菜等の産物採取一共用林野^{もり}*契約等
- (6) ボランティア活動、森林教育の場一協定等

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の地方公共団体等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等と必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

*【法人の森林^{もり}】
企業等と国が森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分け合う制度です。

*【共用林野^{もり}】
国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用することをいいます。
利用の形態によって普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないものが見られ、その位置関係により、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない民有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存在する民有林又は当該区域に近接する民有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、遊々の森を選定する。

なお、本計画においては、協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) 遊々の森

遊々の森は、森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動である。

当計画区では、町村が主体となり、地域の子供達を対象に植樹体験、樹木調査、野鳥の観察、鳥の巣箱作り、きのこ植菌体験、山菜の収穫、天体観測など幅広い活動を通じて、森林整備の必要性や生物多様性を学ばせるなど、森林環境教育の場として積極的に活用している。しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、一部で活動を自粛している状況にあることから、空間線量の測定やその結果の情報提供を行うとともに、引き続き必要な技術支援・各種情報の提供を行うなど、これらの活動を積極的に支援することとする。

名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
矢塚希望の森	2.36	88ハ、94ろ
さえずりの森	16.96	119ち、り、か、イ

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や、企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署の主催による児童・生徒等を対象とした

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

平成25年度に定めた「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、自らが事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、コンテナ苗を用いた、主伐と植栽を同時に行う一貫作業システムによる低コスト造林など、先駆的な技術や手法について事業レベルでの検証を行い、現地検討会等の開催により地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

さらに、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号）や「除染関係ガイドライン」（平成23年12月環境省策定）等に基づき、地方公共団体等が策定する除染実施計画等により、適切に対応するとともに、落葉堆積有機物の除去による土壌流出のおそれがある場合は、土のう袋や丸太柵を設置するなど必要な対策を行うこととする。今後、除染関係ガイドラインにおいて、森林の除染に関する新たな考え方が追加された場合は、その内容を踏まえた取組を進めることとし、地方公共団体等から除染に伴い発生する除去土壌等の仮置場等の設置要望があった場合は、当該地方公共団体等と十分調整を図り、適切に対応することとする。

また、除染の実施に当たっては、従事する者の安全確保を図ることが、除染を確実に進める上で大切であることから、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年12月22日厚生労働省令第152号）等に基づくこととする。

さらに、地方公共団体が実施するふくしま森林再生事業と連携した「国有林野事業における放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業」に取り組み、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復を推進するとともに、地域の生活基盤の復興に寄与することとする。